

将来の昇給額変更を定めた規定 他

Question.5

キャリアパス要件を満たすために賃金体系を整備中で、毎年1,000円昇給する仕組みを検討中。給与規程に「将来変更もありうる」旨を記載することに問題はないか？

Answer

赤字などの特殊事情を想定されているのであれば文言を記載すること自体に問題はありませぬ。ただし、実際に昇給額を変更し、または昇給を行わない局面が生じたときは、従業員の皆様への説明など別途対応が必要です。

Question. 6

新加算Ⅰの算定要件を満たした場合、改めて書面の提出など手続きは必要か？

Answer

加算Ⅱから加算Ⅰへ区分変更する場合は、変更届の提出が必要です。
また、加算Ⅲ以下の区分から上位区分へ変更する場合は変更届と計画書の提出が必要となります。